第百五十一条　供給者の資格の審査
第百五十二条　調達計画の公示
第百五十三条　調達予定の公示
第百五十四条　入札の期限
第百五十五条　入札説明書
第百五十六条　落札
第百五十七条　限定入札
第百五十八条　調達に関する情報の透明性
第百五十九条　苦情申立ての手続
第百六十条　政府調達における電子的な手段の利用
第百六十一条　例外
第百六十二条　訂正又は修正
第百六十三条　調達機関の民営化
第百六十四条　利益の否認
第百六十五条　追加的な交渉
第百六十六条　政府調達に関する小委員会
第十一章　知的財産権
第百六十七条　一般規定
第百六十八条　内国民待遇
第百六十九条　最恵国待遇
第百七十条　手続事項の簡素化及び調和
第百七十一条　知的財産権の取得及び維持
第百七十二条　透明性
第百七十三条　知的財産の保護についての啓発の促進
第百七十四条　特許
第百七十五条　意匠
第百七十六条　商標
第百七十七条　地理的表示
第百七十八条　著作権及び関連する権利
第百七十九条　開示されていない情報の保護
第百八十条　不正競争
第百八十一条　権利行使に関する一般規定
第百八十二条　国境措置に係る権利行使
第百八十三条　民事上の救済に係る権利行使
第百八十四条　刑事上の制裁に係る権利行使
第百八十五条　インターネット・サービス・プロバイダ
第百八十六条　協力
第百八十七条　知的財産権に関する小委員会
第百八十八条　他の考慮事項
第十二章　競争
第百八十九条　反競争的行為
第百九十条　反競争的行為の規制に関する協力
第百九十一条　無差別待遇
第百九十二条　手続の公正な実施
第百九十三条　透明性
第百九十四条　第七条1の規定の不適用
第十三章　ビジネス環境の整備
第百九十五条　基本原則
第百九十六条　ビジネス環境の整備に関する小委員会
第百九十七条　連絡事務所
第百九十八条　協議の場
第百九十九条　小委員会の決定の実施
第十四章　協力
第二百条　基本原則
第二百一条　協力の範囲及び形態
第二百二条　実施
第二百三条　協力に関する小委員会
第十五章　紛争解決
第二百四条　適用範囲
第二百五条　協力
第二百六条　あっせん、調停又は仲介
第二百七条　紛争解決の場の選択
第二百八条　協議
第二百九条　仲裁裁判所の設置
第二百十条　仲裁裁判所の構成
第二百十一条　仲裁人の資格
第二百十二条　仲裁裁判所の任務
第二百十三条　仲裁裁判手続
第二百十四条　仲裁裁判手続における情報
第二百十五条　仲裁裁判手続の併合
第二百十六条　仲裁裁判所の裁定
第二百十七条　仲裁裁判手続の停止及び終了
第二百十八条　裁定の実施
第二百十九条　未実施（利益の停止）
第十六章　最終規定
第二百二十条　附属書、付録及び注釈
第二百二十一条　目次及び見出し
第二百二十二条　効力発生
第二百二十三条　改正
第二百二十四条　終了
第二百二十五条　正文
附属書一（第二章関係）　第二十一条の規定に関する表
附属書二（第二章関係）　第二十条及び第二十二条の規定に関連するペルーの措置
附属書三（第三章関係）　品目別規則
附属書四（第三章関係）　原産地証明
附属書五（第七章関係）　金融サービス
附属書六（第七章関係）　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する特定の約束
附属書七（第七章関係）　政府調達
附属書八（第九章関係）　ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示
附属書九（第十章関係）
附属書十（第十一章関係）